

香川県条例第9号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～57 略				1～57 略			
58 と畜検査手数料	略			58 と畜検査手数料	略		
59 製菓衛生師試験手数料		1件	9,400円	59 製菓衛生師免許手数料		1件	5,600円
60 製菓衛生師免許手数料	略			60～68 略			
61～69 略				69 建築物環境衛生総合管理	略		
70 建築物環境衛生総合管理	略						

業者登録手数料			
71~162 略			
163 狩猟免許申請手数料	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条各号に掲げる者 その他の者	1件 1件	<u>3,900円</u> <u>5,200円</u>
164 狩猟免許再交付手数料		1件	<u>1,000円</u>
165 狩猟免許更新申請手数料		1件	<u>2,800円</u>
166 狩猟者登録手数料		1件	<u>1,800円</u>
167~250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	<u>9,000円</u>
252~344 略			
345 削除			
346~362 略			
363 薬局開設許可証、医薬品販売業許可	略		

業者登録手数料			
70 建築物環境衛生一般管理業者登録手数料		1件	<u>45,000円</u>
71~162 略			
163 狩猟免許申請手数料	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条各号に掲げる者 その他の者	1件 1件	<u>4,000円</u> <u>5,300円</u>
164 狩猟免許再交付手数料		1件	<u>1,100円</u>
165 狩猟免許更新申請手数料		1件	<u>2,900円</u>
166 狩猟者登録手数料		1件	<u>1,900円</u>
167~250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	<u>8,000円</u>
252~344 略			
345 医薬品販売先等変更許可申請手数料		1件	<u>7,100円</u>
346~362 略			
363 薬局開設許可証、医薬品販売業許可		1件	<u>2,000円</u>

証又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付手数料			
364 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付手数料	略		
365~416 略			
417 家畜人工授精に関する講習会手数料		1回	18,000円
418 家畜体内受精卵移植に関する講習会手数料		1回	28,000円
419 略			
420 家畜検査	家畜伝染病予防		

証、高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品販売先等変更許可証の書換え交付手数料			
364 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品販売先等変更許可証の再交付手数料		1件	2,900円
365~416 略			
417 家畜人工授精に関する講習会手数料		1回	11,000円
418 家畜体内受精卵移植に関する講習会手数料		1回	22,000円
419 略			
420 家畜検査	家畜伝染病予防		

手数料

法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
ブルセラ病検査	1頭1回	<u>300円</u>
結核病検査	1頭1回	<u>300円</u>
ヨーネ病検査		
酵素免疫測定法による検査	1頭1回	<u>810円</u>
ヨーニン検査	1頭1回	<u>270円</u>
ピロプラズマ病検査	1頭1回	<u>280円</u>
馬伝染性貧血検査	1頭1回	<u>1,470円</u>
ニューカッスル病検査	1羽1回	<u>50円</u>
家きんサルモネラ感染症検査	1羽1回	<u>30円</u>
腐蛆病検査	1箱1回	<u>70円</u>
牛カンピロバクター症検査	1頭1回	<u>300円</u>
トリコモナス病検査	1頭1回	<u>300円</u>

手数料

法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
ブルセラ病検査	1頭1回	<u>210円</u>
結核病検査	1頭1回	<u>210円</u>
ヨーネ病検査		
酵素免疫測定法による検査	1頭1回	<u>600円</u>
ヨーニン検査	1頭1回	<u>210円</u>
ピロプラズマ病検査	1頭1回	<u>210円</u>
馬伝染性貧血検査	1頭1回	<u>1,260円</u>
ニューカッスル病検査	1羽1回	<u>42円</u>
家きんサルモネラ感染症検査	1羽1回	<u>26円</u>
腐蛆病検査	1箱1回	<u>55円</u>
牛カンピロバクター症検査	1頭1回	<u>210円</u>
トリコモナス病検査	1頭1回	<u>210円</u>

	馬インフルエンザ検査	1頭1回	1,200円
	トキソプラズマ病検査	1頭1回	300円
	鶏マイコプラズマ病検査	1羽1回	40円
421~423 略			
424	家畜伝染病予防法第45条第1項の検査の申請に必要な同法第2条第1項の家畜伝染病が発生していないことの証明手数料	1件	1,000円
425~511 略			
512	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認	床面積の合計 30平方メートル以下 30平方メートルを超え100平方メートル以下 100平方メートルを超え200平方メートル以下 200平方メートルを超え500平方メートル以下 500平方メートル以下	1件 1件 1件 1件 1件
			8,000円
			13,000円
			2万円
			26,000円
			46,000円

	トキソプラズマ病検査	1頭1回	210円
	鶏マイコプラズマ病検査	1羽1回	37円
421~423 略			
424	家畜伝染病予防法第45条第1項の検査の申請に必要な同法第2条第1項の家畜伝染病が発生していないことの証明手数料	1件	210円
425~511 略			
512	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認	床面積の合計 30平方メートル以下 30平方メートルを超え100平方メートル以下 100平方メートルを超え200平方メートル以下 200平方メートルを超え500平方メートル以下 500平方メートル以下	1件 1件 1件 1件 1件
			5,000円
			9,000円
			14,000円
			19,000円
			34,000円

申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料

トルを超え
1,000平方メートル以下
1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以下
2,000平方メートルを超え
1万平方メートル以下
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下
5万平方メートルを超える場合

1件

65,000円

1件

19万円

1件

32万円

1件

62万円

略

申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料

トルを超え
1,000平方メートル以下
1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以下
2,000平方メートルを超え
1万平方メートル以下
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下
5万平方メートルを超える場合

1件

48,000円

1件

14万円

1件

24万円

1件

46万円

床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）
当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建

			<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1</p> <p>法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定を要する場合（法第6条第1項後段の計画変更建築確認申請及び法第18条第2項の計画変更計画通知において、改めて構造計算を行う場合を含む。）においては、512の2の項に定める区分に応じて算定した額を上記の額に加算する。この場合において、申請又は通知1件につき、構造計算を行う建築物が2以上の場合（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合を含む。）にあつては、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算したものを加算する。</p>															
512の2 構造計算適合性判定手数料	略	512の2 構造計算適合性判定手数料	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1417 794 1637 1436">国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合</td> <td data-bbox="1637 794 1859 1436"></td> <td data-bbox="1859 794 2105 1436"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1417 1021 1637 1053">延べ面積</td> <td data-bbox="1637 1021 1859 1053"></td> <td data-bbox="1859 1021 2105 1053"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1417 1053 1637 1173">1,000平方メートル以下</td> <td data-bbox="1637 1053 1859 1093">1件</td> <td data-bbox="1859 1053 2105 1093">15万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1417 1173 1637 1364">1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</td> <td data-bbox="1637 1173 1859 1212">1件</td> <td data-bbox="1859 1173 2105 1212">18万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1417 1364 1637 1436">2,000平方メートルを</td> <td data-bbox="1637 1364 1859 1404">1件</td> <td data-bbox="1859 1364 2105 1404">20万円</td> </tr> </table>	国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合			延べ面積			1,000平方メートル以下	1件	15万円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	18万円	2,000平方メートルを	1件	20万円
国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合																		
延べ面積																		
1,000平方メートル以下	1件	15万円																
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	18万円																
2,000平方メートルを	1件	20万円																

超え1万平方メートル以下	1件	25万円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	42万円
5万平方メートルを超える場合		
その他の方法による場合		
延べ面積		
1,000平方メートル以下	1件	21万円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	28万円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	31万円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	41万円
5万平方メートルを超	1件	76万円

513 法第7条 第1項の完了 検査申請手 料及び法第18 条第14項の完 了通知手数料	中間検査合格証 の交付を受けた 建築物以外の建 築物の場合		
	床面積の合計		
	30平方メー トル以下	1件	<u>13,000円</u>
	30平方メー トルを超え	1件	<u>16,000円</u>
	100平方メ ートル以下		
100平方メ ートルを超 え200平方 メートル以 下	1件	<u>21,000円</u>	
200平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 下	1件	<u>28,000円</u>	
500平方メ ートルを超 え1,000平 方メートル 以下	1件	<u>47,000円</u>	
1,000平方 メートルを 超え2,000	1件	<u>64,000円</u>	

	える場合		
	建築基準法施行令第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。		
513 法第7条 第1項の完了 検査申請手 料及び法第18 条第14項の完 了通知手数料	中間検査合格証 の交付を受けた 建築物以外の建 築物の場合		
	床面積の合計		
	30平方メー トル以下	1件	<u>1万円</u>
	30平方メー トルを超え	1件	<u>12,000円</u>
	100平方メ ートル以下		
100平方メ ートルを超 え200平方 メートル以 下	1件	<u>16,000円</u>	
200平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 下	1件	<u>22,000円</u>	
500平方メ ートルを超 え1,000平 方メートル 以下	1件	<u>36,000円</u>	
1,000平方 メートルを 超え2,000	1件	<u>5万円</u>	

平方メートル以下			
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	<u>15万円</u>	
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>24万円</u>	
5万平方メートルを超える場合	1件	<u>50万円</u>	
中間検査合格証の交付を受けた建築物の場合			
床面積の合計			
30平方メートル以下	1件	<u>13,000円</u>	
30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	<u>15,000円</u>	
100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	<u>2万円</u>	
200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	<u>28,000円</u>	

平方メートル以下			
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	<u>12万円</u>	
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>19万円</u>	
5万平方メートルを超える場合	1件	<u>38万円</u>	
中間検査合格証の交付を受けた建築物の場合			
床面積の合計			
30平方メートル以下	1件	<u>1万円</u>	
30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	<u>12,000円</u>	
100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	<u>15,000円</u>	
200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	<u>21,000円</u>	

	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	<u>46,000円</u>		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	<u>35,000円</u>
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	<u>62,000円</u>		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	<u>48,000円</u>
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	<u>14万円</u>		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	<u>11万円</u>
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>23万円</u>		1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>18万円</u>
	5万平方メートルを超える場合	1件	<u>47万円</u>		5万平方メートルを超える場合	1件	<u>36万円</u>
	略				略		
514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第17項の中間検査通知手数料	床面積の合計			514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第17項の中間検査通知手数料	床面積の合計		
	30平方メートル以下	1件	<u>14,000円</u>		30平方メートル以下	1件	<u>9,000円</u>
	30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	<u>17,000円</u>		30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	<u>11,000円</u>
	100平方メートルを超え200平方	1件	<u>22,000円</u>		100平方メートルを超え200平方	1件	<u>15,000円</u>

	メートル以下		
	200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	<u>3万円</u>
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	<u>5万円</u>
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	<u>66,000円</u>
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	<u>15万円</u>
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>25万円</u>
	5万平方メートルを超える場合	1件	<u>50万円</u>
略			
515~561 略			
562 法第87条の2において		1件	<u>12,000円</u>

	メートル以下		
	200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	<u>2万円</u>
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	<u>33,000円</u>
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	<u>45,000円</u>
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	<u>10万円</u>
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	<u>16万円</u>
	5万平方メートルを超える場合	1件	<u>34万円</u>
略			
515~561 略			
562 法第87条の2において		1件	<u>9,000円</u>

準用する法第6条第1項の建築設備の確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画通知手数料			
563 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料		1件	<u>6,000円</u>
564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料		1件	<u>17,000円</u>
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確		1件	<u>1万円</u>

準用する法第6条第1項の建築設備の確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画通知手数料			
563 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料		1件	<u>5,000円</u>
564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料		1件	<u>13,000円</u>
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確		1件	<u>8,000円</u>

認申請手数料 及び法第18条 第2項の工作 物の計画通知 手数料			
566 法第88条 第1項におい て準用する法 第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料		1件	<u>6,000円</u>
567 法第88条 第1項におい て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第14項の 完了通知手数 料		1件	<u>12,000円</u>
568 法第88条 第2項におい て準用する法 第6条第1項 の工作物の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の工作		1件	<u>1万円</u>

認申請手数料 及び法第18条 第2項の工作 物の計画通知 手数料			
566 法第88条 第1項におい て準用する法 第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料		1件	<u>4,000円</u>
567 法第88条 第1項におい て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第14項の 完了通知手数 料		1件	<u>9,000円</u>
568 法第88条 第2項におい て準用する法 第6条第1項 の工作物の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の工作		1件	<u>8,000円</u>

物の計画通知 手数料			
569 法第88条 第2項におい て準用する法 第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料		1件	<u>6,000円</u>
570 法第88条 第2項におい て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第14項の 完了通知手数 料		1件	<u>12,000円</u>
571 建築士免 許手数料	二級建築士又は 木造建築士免許	1件	<u>19,200円</u>
571の2 建築 士免許証書換 え交付手数料	二級建築士又は 木造建築士免許 証	1件	<u>5,900円</u>
571の3 建築 士免許証再交 付手数料	二級建築士又は 木造建築士免許 証	1件	<u>5,900円</u>
572 建築士事 務所登録手数 料	一級建築士事務 所登録 二級建築士事務	1件 1件	<u>17,000円</u> <u>12,000円</u>

物の計画通知 手数料			
569 法第88条 第2項におい て準用する法 第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料		1件	<u>4,000円</u>
570 法第88条 第2項におい て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第14項の 完了通知手数 料		1件	<u>9,000円</u>
571 建築士免 許手数料	二級建築士又は 木造建築士免許	1件	<u>18,000円</u>
572 建築士事 務所登録手数 料	一級建築士事務 所登録 二級建築士事務	1件 1件	<u>15,000円</u> <u>1万円</u>

		所又は木造建築 士事務所登録	
573~583 略			
584 高齢者円 滑入居賃貸住 宅登録申請手 数料	略		
584の2 長期 優良住宅建築 等計画認定申 請手数料	住宅性能評価書 の交付を受けた 住宅以外の住宅 建築物の住戸 の数		
	1 床面積の 合計		
	100平 1件	43,000円	
	方メー トル以 下 100平 1件	49,000円	
	方メー トルを 超え 200平 方メー トル以 下 200平 1件	67,000円	
	方メー トルを 超える 場合 2以上5以 下 1件	23,000円	

		所又は木造建築 士事務所登録	
573~583 略			
584 高齢者円 滑入居賃貸住 宅登録申請手 数料		1件	700円

6以上10以下	1件	19,000円
11以上25以下	1件	15,000円
26以上50以下	1件	13,000円
51以上100以下	1件	11,000円
101以上300以下	1件	10,000円
301以上	1件	9,000円
住宅性能評価書の交付を受けた住宅		
建築物の住戸の数		
1	1件	11,000円
2以上5以下	1件	5,000円
6以上10以下	1件	4,000円
11以上25以下	1件	3,000円
26以上100以下	1件	2,000円
101以上	1件	1,000円
建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。		
584の3 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	譲受人の決定的みの場合	1件 400円
	その他の場合	1件 1,000円
	建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係	

	規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。		
585 教育職員 免許状授与手 数料	略		
585の2 教育 職員免許状新 教育領域追加 手数料	普通免許状 臨時免許状	1件 1件	3,300円 1,700円
586 教育職員 免許状書換え 手数料	略		
587・588 略			
589 教育職員 免許状の授与 又は交付の証 明書交付手 数料	略		
589の2 教育 職員免許状有 効期間更新申 請手数料		1件	3,300円
589の3 教育 職員免許状有 効期間延長申 請手数料		1件	1,700円
589の4 教育 職員免許状更 新講習修了確 認申請手数料		1件	3,300円
589の5 教育 職員免許法及 び教育公務員		1件	3,300円

585 教育職員 免許状授与手 数料	普通免許状 特別免許状 臨時免許状	1件 1件 1件	3,300円 3,300円 1,700円
586 教育職員 免許状書換え 手数料	略		
587・588 略			
589 教育職員 免許状の授与 又は交付の証 明書交付手 数料		1件	400円

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
1~4 略	
5 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項に規定する知事の行う試験	1件 <u>17,000円</u>
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,000円</u> 。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、1件につき <u>8,500円</u>
丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>8,400円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき <u>7,900円</u>
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,000円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき <u>8,500円</u>
第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,000円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき <u>8,500円</u>
第三種冷凍機械責任者免状に	1件につき <u>8,400円</u> 。ただし、

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
1~4 略	
5 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項に規定する知事の行う試験	1件 <u>12,000円</u>
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>1万円</u> 。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、1件につき <u>9,500円</u>
丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,400円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき <u>8,900円</u>
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>1万円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき <u>9,500円</u>
第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>1万円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき <u>9,500円</u>
第三種冷凍機械責任者免状に	1件につき <u>9,400円</u> 。ただし、

係る製造保安責任者試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき7,900円
7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件につき7,600円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき7,100円 1件につき6,000円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき5,500円
8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	1件につき20,700円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき20,200円
9 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項の規定による報告の受理及び同条第3項の規定による公表	1件 10,000円
10 介護保険法第115条の35第2項の調査	1件 28,000円
11 略	
12 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の技能検定試験のうち実技試験	16,500円を超えない範囲で知事が定める額
13 略	
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件 16,900円

係る製造保安責任者試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき8,900円
7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件につき8,500円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき8,000円 1件につき6,700円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき6,200円
8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	1件につき23,000円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき22,500円
9 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の29第1項の規定による報告の受理及び同条第3項の規定による公表	1件 10,800円
10 介護保険法第115条の29第2項の調査	1件 33,200円
11 略	
12 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の技能検定試験のうち実技試験	15,700円を超えない範囲で知事が定める額
13 略	
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件 15,100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1 第2表 手数料の部163の項から166の項までの改正規定 平成21年4月16日
 - (2) 別表第2の9の項の改正規定（「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改める部分に限る。）及び同表10の項の改正規定（「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改める部分に限る。） 平成21年5月1日
 - (3) 別表第1 第2表 手数料の部345の項、363の項及び364の項の改正規定 平成21年6月1日
 - (4) 別表第1 第2表 手数料の部584の項の次に584の2の項及び584の3の項を加える改正規定 規則で定める日
- 2 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）の施行の際現に同法第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第26条第3項ただし書の許可を受けていた者については、当該旧法第26条第3項ただし書の許可の有効期間の残存期間に限り、改正前の香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部363の項及び364の項の規定は、なおその効力を有する。